



館林市・板倉町合併協議会はおおむね3年程度休止します

第15号

平成31年(2019)3月1日発行

館林市・板倉町

合併協議会だより



合併協議の今後の方向性について・・・P2～P6

発行：館林市・板倉町合併協議会 / 編集：館林市・板倉町合併協議会事務局

〒374-8501

群馬県館林市城町1番1号（館林市役所内） TEL：0276-72-4111（内線511・514）/FAX：0276-72-3297

第15回合併協議会が開催され、本協議会はおおむね3年程度休止することが議決されました。

平成31年1月31日、館林市文化会館小ホールにおいて、第15回合併協議会が開催されました。

まず、前回の合併協議会で意見交換された各委員のお考えを踏まえ、両市町で再度協議した結果が須藤市長及び栗原町長の考えとして報告されました。

次に、報告された内容に対する委員各位による意見交換が行われ、最後に合併協議会の休止について採決が行われました。

第15回合併協議会で協議された内容

合併協議の今後の方向性について

見などについて、その概要をお知らせします。



合併協議の今後の方向性について

昨年12月21日に開催された第14回合併協議会において、「懸案事項の方向性」について出席委員18名よりお考えを伺いました。その結果、合併協議を継続すべきというお考えの委員が8名（うち市選出委員5名、町選出委員3名）、休止すべきという委員が8名（うち市選出委員3名、町選出委員5名）、首長の判断に任せたいという委員が2名（うち市選出委員1名、町選出委員1名）でした。それらのお考えを踏まえ、須藤市長や栗原町長をはじめ幹事級の職員で再度協議するとともに、両市町において意見集約を実施しました。今回の会議では、まず、栗原町長より次のような発言がありました。

栗原町長からの発言(要旨)

前回の第14回合併協議会では、須藤市長が先に考えを述べ、その後私からも意見を述べました。両者の発言に共通していたことは、財政を健全化するのが、住民サービスを維持するのかが約1年間議論してきましたが、合意することができなかったということです。私は廃止でも休止でも構わないと発言しましたが、やむを得ず、一定期間休止するべきという考えから発言したものです。

前回の合併協議会では、委員から「懸案事項の方向性」について意見を伺いました。委員から「継続」「休止」「首長判断」という意見が出されたことを受け、1月9日に正副首長と幹事級職員による会議を再度開催しました。しかし、館林市の「持続可能なまちづくりを促したい」という方針と板倉町の「合併により住民サービスが低下することはない」という方針に変わりはありませんでした。

振り返りますと、昨年2月19日の8者会談（市長、町長、副市長、副町長、両市町正副議長）から約1年この状態が続いています。その間も、首長同士の2者会談、幹事による会談、両首長と幹事級職員による会談を重ねてきましたが、意見は平行線でした。

これ以上協議を続けることは、お互いの批判に発展する可能性も心配され、今後も近隣自治体として良好な関係を維持・継続するためにも、ここは一定期間を設け、問題解決に向けて、それぞれが研究・努力する時間も必要であると考えています。

続いて、栗原町長の発言を受け、須藤市長より次のような発言がありました。

須藤市長からの発言(要旨)

館林市においては、1月9日の正副首長と幹事級職員による

や質疑がありました。

委員からの意見(要旨)

■合併して誕生する9万人の新市をどういったまちにするのか。直接給付によるまちづくりを続けていくのか、あるいは、行政都市圏で仕組みを作り、持続可能なまちづくりを進めていくのか。両市町では、その考え方が根本的に違っており、溝が埋められない状況です。まちづくりに対する考え方の相違が最も大きな課題であり、学校給食費無料化は、その中の一つの例に過ぎません。

埋められない溝を埋めるためには、両市町のまちづくりの手法をさまざまな角度から検証し、本来に将来のまちづくりに必要なことは何なのか。その方向性を考えるために一旦立ち止まることも必要であると考えています。



A 須藤市長からの回答(要旨)

3年という数字の根拠については、まず1点目として、「一定期間」という表現では、曖昧であると思います。学校給食費無料化も含めて、さまざまなことを検証するために、3年が適当であると考えてました。しかし、状況により、前後する場合もありますので、「おおむね3年」としました。

2点目は、おおむね3年の間に社会情勢や自治体の運営状況などを確認するとともに、今後町議会議員選挙や町長選挙、市長選挙が3年以内に行われることから、選挙において民意を反映させることができる考えたためです。

委員からの意見(要旨)

■本協議会は、板倉町民による住民発議で始まりましたが、約2年半の協議期間に合併協定項目も52項目のうち29項目が決定

会議の後、市議会合併調査特別委員会へ状況報告しました。また、区長協議会の理事会や館林商工会議所、JA邑楽館林、市内15の市民活動団体の皆様にも状況報告し、意見聴取を行いました。その結果、一旦休止ということについては、多くの皆様に一定の理解を得られ、我々としても、合併協議の休止はやむを得ないと考えています。

ただし、私からは付帯条件を提示したいと考えています。栗原町長からは一旦休止という発言がありましたが、その「一旦」について「社会経済情勢の変化と両自治体運営の状況を考慮する必要があること」「今後の各種選挙、具体的には議会議員選挙や首長選挙の日程を考慮すること」から、原則休止としますが、「おおむね3年程度の休止期間」と捉え、それを付帯条件としたいと考えています。

次に、栗原町長と須藤市長の発言を受け、各委員から次のような意見

され、実りあるものであったと思います。冒頭で栗原町長が発言されたとおり、邑楽館林地域は一体であり、良好な関係を保つことが重要であると思います。合併協議会の場に協議事項が挙げられなかったことを踏まえて、一旦休止をすることが合併協議会の良い方向ではないかと考えています。

ただし、2点要望したいと思っています。1点目は、多様性という言葉がキーワードとなりますが、合併協議会の委員に女性や若い世代を登用していただきたいと思っています。2点目は、合併協議会が再開し、協議が行き詰まった場合には、会長の判断で小委員会を設けることができるようにしていただきたいと思っています。



■両首長から休止の提案がありました。両首長から休止の提案がありましたが、合併協議を継続していただきたいと思います。

せっかく設立された合併協議会ですので、合併協議会としての結論を出すべきであると考えています。懸案事項となっている学校給食費無料化についても、無料化にするのか、第3子を無料にするのか、多数決でも良いので結論を出し、市民や町民に報告したうえで判断してもらいたいと考えています。結果をまとめられずに休止してしまうのは無責任であると思っています。



■市民や町民の意見をもっと聞くべきであると考えています。特に板倉町民の住民発議から始まったことですので、署名したかたがたがどのように考えているのかを板倉町選出の委員には確認

していただきたいと思います。私の考えは前回と変わらず合併協議の継続を望んでいます。



Q 委員からの質問(要旨) 先ほど両首長から休止の提案がありました。事務局からの提案なのでしょうか、議案としての提案なのでしょうか。



A 須藤市長からの回答(要旨) 意見交換の後に暫時休憩しまして、栗原町長及び幹事級職員と相談のうえで、議案として提案させていただき、委員の判断を仰ぎたいと考えています。

委員からの意見(要旨) 基本的に両市町のまちづくりのあり方が違っているのだと思います。板倉町は直接給付であり、館林市は仕組みづくりということで、合併協議の入り口の部分で全体像が見えない中で協議を進めたために、個々の案件でぶつかってしまったのだと思います。今の状況を見ると3年休止することに賛成です。

Q 委員からの質問(要旨) 須藤市長が提案した付帯条件について、栗原町長はどのように考えているのでしょうか。

まずは各委員の意見をまとめ、今日ではなく、次回の合併協議会で採決するべきであると考えています。



せん。そういったことから、休止はやむを得ないと考えています。また、「おおむね3年間」という付帯条件については、民意をしつかり反映する期間でもあると考えています。

Q 委員からの質問(要旨)

合併協議会を休止する一方で、幹事会の取り扱いはどうするのでしょうか。例えば、民意を聞くためにアンケートを実施する場合には、ある程度歩調を合わせるべきだと思いますので、幹事会は休止しない方が良いのではないのでしょうか。

委員からの意見(要旨)

民間事業者としては、本協議会が設立されて素晴らしいことだと思っており、ぜひ合併してもらいたいと思っています。館林市と板倉町でそれぞれの施策や両首長の選挙公約に差があることも承知していますが、合併協議会において将来のビジョンが語られていません。一旦休止するにしても、もう一度検討したうえで決めるべきではないのでしょうか。そうしなければ住民のかたがたに説明できません。

Q 委員からの質問(要旨)

前回の合併協議会では、両首長の判断に任せたいと発言しましたが、両首長で話し合った結果として、「休止」という考えに至ったということで間違いないか、再度確認させていただきたいと思っています。



A 栗原町長からの回答(要旨)

会議の冒頭で「一定期間」と発言しましたが、須藤市長から提案があった付帯条件について合意しています。お互いの自治体で今後歩み寄ることができるとか、研究・努力する期間として設けたものと理解しています。

委員からの意見(要旨)

現在の合併協議会の仕組みでは、幹事会において検討しても会長及び副会長が最終的に判断し、方針を示さない限りは合併協議会で議論することはできません。





A 栗原町長からの回答(要旨)

会議の冒頭で発言したとおり、休止することに両首長が合意していると思っております。

A 須藤市長からの回答(要旨)

合併したい気持ちや合併協議を継続したい気持ちはやまやまですが、一旦休止することはやむを得ないと考えています。ただし、休止期間はおおむね3年という付帯条件を付けたうえで、の休止と考えています。

各委員による意見交換が行われた後、休憩を挟み、市長、町長、副市長、副町長による委員からの意見を

踏まえた協議が行われました。4者による協議結果について、須藤市長より次のとおり報告がありました。

須藤市長からの発言(要旨)

委員各位より貴重なご意見をいただきました。合併協議の継続や休止といった、委員それぞれの思いは、本日の会場にお越しの傍聴者や報道関係者の皆様にもじゅうぶん伝わっていると思います。また、委員の言葉に込められている思いは、大変重いものであると痛感しています。先程の意見交換の後、栗原町長などと協議した結果、合併協議会を休止することについて特別多数(※)による採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

須藤市長と栗原町長からの提案による、特別多数による採決を行うことに委員から賛同が得られたため、次のような採決が行われました。

採決

館林市・板倉町合併協議会は、本日の協議会をもって、会議の開催をおおむね3年程度休止する。

採決の結果、出席委員19名のうち賛成した委員が15名(うち市選出委員8名、町選出委員7名)、反対した委員が4名(うち市選出委員2名、町選出委員2名)であったため、出席委員の3分の2以上の賛成を得られたことから、館林市・板倉町合併協議会のおおむね3年程度の休止が議決されました。

※用語の説明

特別多数 Ⅱ 「館林市・板倉町合併協議会会議運営規程」の第6条に規定しているもので、本協議会においては「意見が分かれた場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。」としています。



館林市・板倉町合併協議会はおおむね3年程度休止となりますが、館林市においては企画課、板倉町においては企画財政課に合併事務の担当を併任させる予定です。そのため、今後、合併協議に関するお問い合わせは、館林市役所企画課または板倉町役場企画財政課へお願いします。また、合併協議会のホームページについては、休止期間中も資料を公開していますので、ご覧ください。